



超高齢社会で“家族と会社”を守るには ～想いをつなぐ認知症対策、相続・事業承継対策の実例～ 司法書士法人ラインメツァ代表 岩白 啓佑様 (東京本郷 RC)

最初に、今日これだけは覚えてお帰りいただきたいことをお伝えします。

今日のお話は、誰にでも起こり得ることです。皆さまご自身のことはもちろん、ご家族、ご友人、お取引先や顧問先の方々のことも思い浮かべながらお聞きください。細かな制度をすべて覚えていただく必要はありません。今日のお話をきっかけに、「少し考えてみようかな」と思っただけであれば幸いです。

まず、最低限の相続対策として、遺言のお話をします。

地方都市に住むお父さまと、東京に住む長男、そしてお父さまの近くに住む長女とそのお子さん、つまりお孫さんがいるご家族がありました。

ある日、お父さまががんの宣告を受けました。東京に住む長男が心配し、知人に相談したところ「遺言は書いてもらった方がよいのではないかな」と言われたそうです。

お父さまには大きなご自宅があり、壺や絵画などもありましたが、財産の大半は不動産でした。不動産は簡単に分けられません。そこで長男がお父さまに話をし、お父さまはしっかりと遺言を書かれました。

その後、お父さまが亡くなられ、葬儀などが一段落した頃、地元の司法書士が遺言を開示しました。遺言には、「不動産は長男に相続させる。その他の細かな財産は長女に相続させる」と書かれていました。

これを聞いた長男は、「これはまずいことになるかもしれない」と思ったそうです。なぜなら、お父さまの近くで長年世話をしてきたのは長女だったからです。長女の遺留分を侵害するほど、主な財産である不動産が長男に渡る内容でした。

ところが、遺言には続きがありました。お父さまが手書きで書いた手紙が添えられていたのです。そこには、長男に不動産を相続させる理由が書かれていました。長男は大学進学を機に地元を離れ、これまで十分な支援をしてあげられなかった。しかし、それは決して愛情の差ではない、と。長男にはお墓を守ってほしいという思いもある。だから、不動産は長男に相続させることにした。

そして長女に対しては、近くで最後まで父親を支えてくれたこと、孫の成長を近くで見せてくれたことへの感謝が丁寧に書かれていました。長女はその場で涙を流し、結果として相続争いは起こらなかったそうです。

私はこの話を聞き、相続に関わる専門家としての姿勢を考えさせられました。私たち法律の専門家は、遺留分などの理屈で相続争いを防ごうとします。もちろん、それは大切です。

しかし、理屈だけでは、家族の中にわだかまりが残ることがあります。遺言には、なぜこの分け方にしたのか、決して愛情の差ではないこと、家族への感謝や思いを伝える役割があります。財産の分け方だけではなく、気持ちを伝える遺言を考えていただきたいと思います。

次に、相続対策は認知症対策とセットで考えていただきたい、というお話です。

認知症は決して他人事ではありません。かつては、80歳を超えるとかなり長生きという時代でした。しかし今

は、80代、90代まで元気に生活される方も珍しくありません。高齢になるほど認知症のリスクは高まり、超高齢社会では誰にでも起こり得る問題です。

もし認知症によって判断能力が低下すると、預金の引出しや振込み、不動産の売却や賃貸、自社株の売却や議決権の行使などが難しくなります。遺言の作成や相続対策も、原則としてできなくなります。

認知症になった後の制度として代表的なものが、成年後見制度です。成年後見制度は、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人の財産を守り、生活を支える制度です。ただし、財産を積極的に運用したり、相続税対策をしたり、事業承継のために柔軟な対策を行ったりすることには限界があります。

そこで、元気なうちの予防策として活用されるのが家族信託です。家族信託では、信頼できる家族に財産を託し、認知症になった後も、契約で定めた範囲内で管理や処分を継続できるようにします。

例えば、高齢の親御さんが多くの現預金や不動産をお持ちの場合、お子さんに財産を信託することで、将来、親御さんのために不動産の売却や建替え、賃貸物件の取得などを検討できる場合があります。成年後見制度では難しいことでも、家族信託であれば、元気なうちに定めた目的と権限の範囲で対応できる可能性があります。

さらに、家族信託は事業承継にも活用できます。

会社経営者の方が自社株を持っている場合、その方が認知症になると、株主総会での議決権行使、役員変更、株式の承継、将来のM&Aなどに支障が生じるおそれがあります。

特に、大株主が高齢である場合、株主が一人しかいない場合、株主が親子や兄弟だけである場合、共同経営者がいる場合には、早めに対策を考える必要があります。

例えば、後継者に経営権を渡したいけれど、株価が高くてすぐには株式を移せない場合があります。そのようなとき、自社株を後継者へ信託し、議決権や経営権を後継者に移しながら、財産的な価値は先代経営者に残すという設計が検討されます。

また、株価が低いうちに後継者へ株式を移したいけれど、先代経営者も当面は経営に関わりたいたいという場合もあります。こうした場合も、信託を活用して議決権、財産的な価値、経営への関与を整理することができます。

相続、認知症、事業承継は、すべてつながっています。何かが起きてからでは、遅いことがあります。認知症になってからではできないことがあり、相続が発生してからでは選べない方法があります。

ぜひ今日をきっかけに、ご自身のご家族や会社について、一度考えてみてください。そして、少しでも気になることがあれば、元気なうちに専門家へご相談ください。

